

特集II

秋田県地域福祉推進委員会の取組み

県内の福祉課題を再確認

秋田県・市町村に要望書を提出

秋田県地域福祉推進委員会(以下「委員会」)は、県民が抱える生活福祉課題や地域の福祉課題、制度・政策に関する調査研究を行い、具体的な提言や要望等を通じ、課題の解決を図る取組みを進めています。

生活福祉課題4項目の

要望を行いました

今年度、様々な分野に関する5項目の課題が委員会に提出され、協議の結果、そのうちの4項目について別表のとおり県・市町村に要望しました。

ここでは、要望と県からの回答を抜粋して紹介します(本会ホームページで全文をご覧いただけます)。

福祉人材の確保・定着に関すること

要望項目1

◆社会的養護施設職員「産休等代替職員費補助金制度」の整備

本県において、保育所・幼稚園等には「保育士産休等代替職員補助金制度」がありますが、社会的養護施設の職員には同様の制度がありません。母子生活支援施設や児童養護施設では、DV、被虐待児等への対応を要するケースが増

加しており、施設職員のノウハウの蓄積が重要であるため、妊娠・出産を契機に離職者が出ないようすることが重要です。

保育所等と比較すると、施設数、職員数の絶対数が少ないことから、実数に左右されない制度の整備が必要だと考えます。

要望項目2

◆外国人材の受入れの支援

深刻な人手不足が懸念されている中、団塊世代がすべて後期高齢者となる2025年に向けた介護人材の確保は急務となっていますが、「平成30年度介護労働実態調査秋田県版」では、介護事業所において従業員の採用が困難となっているとの調査結果が示されています。

また、国は外国人材を受け入れる新たな在留資格として「特定技能制度」を平成31年度から導入し、介護分野においても受入れ方法が拡大しました。

しかし、住居の確保や生活指導及び日本語習得等の外国人材に対する生活面の支援について、社会福祉法人単独では対応が困難な

状況にあり、外国人材の受入れを実際に検討できる法人は限られています。

また、国際教養大アジア地域研究連携機構が県内の高齢者施設等を対象に2015年に行った「外国人看護・介護人材受け入れに関する調査」では、受入れの課題として最も多かったのが「施設利用者とのコミュニケーション」(54.3%)、次いで「受入れ・人材育成に関わる職員の体制」(47.8%)、次に「職場内のコミュニケーション」(44.6%)という結果が出ており、コミュニケーション面での不安の払拭及び受入れ体制の整備を行う必要があると考えられます。

障害福祉に関すること

要望項目3

◆障害者の生活の場の充実

本県で急速に進む高齢化に伴い、障害者の高齢化も進んでおり、支援現場においては医療、介護に対する知識や技術の必要性が高まっています。また、介護の必要性のない比較的若い年齢の利用

者であっても、強度行動障害を有する方が多くその対応に苦慮する施設が多くなっています。対応可能施設の不足により、強度行動障害のある利用者が県外施設に入所せざるを得ないケースも出ています。

更に、障害者本人に加え親の高齢化も同時に進んでおり、家族の養育力の低下から、在宅の障害者にとっては、在宅から施設での生活へのニーズが高まっていることが明らかになっています。

国では障害者支援施設からグループホーム等への地域移行を進めているものの、秋田県障害福祉団体協議会において平成30年7月に行った「秋田県内における障害福祉施設利用者等に関する実態調査」の中では、親亡き後の不安を挙げる回答が多くあり、障害のある方の将来の生活の場に不安を抱える家族が多いことが窺えます。



要望項目4

◆「秋田県障害者差別解消条例」の周知徹底

条例は、障害を理由とする差別を解消し、障害者も障害のない者も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、事業者⁽¹⁾に対し、社会的障壁の除去のための合理的な配慮⁽²⁾を義務化するなど、国の法律に上乘せ横出した内容となっています。

令和元年10月1日から全面施行されることにより、共生社会の実現を目指すための啓発の仕組みが構築されるものと期待されるものの、一般県民や事業者は障害別の特性や、障害者本人の不自由なことやそれを支援する方法について知る機会が豊富にあるとは言えません。

こうしたことへの理解を促す活動と障害者を支援するボランティア等の養成が必要です。

(1) 障害者が利用する店舗等のこと。

(2) 障害者から配慮を求められた場合、負担にならない範囲で必要な対応をすること。

	要望内容（抜粋）	回答要旨
1	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養護施設職員の「産休等代替職員費補助金制度」の整備 (秋田県母子福祉協議会) 	<ul style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設及び児童養護施設においても、児童等の処遇に直接携わる人材の確保は、入所児童等に対する適切な処遇を確保するうえで重要であると認識している。 今後、施設の産休取得等の実態について調査し、人材確保上の効果など事業の必要性を検討する。
2	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の構築（アドバイザー又はコーディネーターによる相談支援・連絡調整・情報提供） 外国人介護従事者に対する日本語及び介護技術に関する研修の実施 事業所側が負担するアパート代等手当の一部補助 監理費及び送り出し機関の管理費の助成等 (秋田県社会福祉法人経営者協議会) 	<ul style="list-style-type: none"> 「秋田県外国人材の受入れ・共生に係る連絡協議会」を通じ、本県における外国人材の受入れの現状や各業界の取組等について情報共有を図っている。 介護サービス事業所運営法人に対してアンケート調査を実施し、現在内容を精査している。 現状では在留資格制度を活用した本県への入国は極めて少ないことから、将来的な受入・定着環境整備に向け、セミナーの開催や、在留外国人を含めた外国人に対応可能な施設における研修・職場体験の実施について検討を進めている。
3	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の生活の場を充実させるための施設等の整備（地域生活支援拠点等、グループホーム、障害者支援施設（入所）） 地域生活支援拠点等について、整備時期未定の市町村へ整備に向けた検討を促すなどの対応 等 (秋田県知的障害者福祉協会・秋田県手をつなぐ育成会) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等については、県内13の市については整備する見込みだが、市町村に対して引き続き支援していく。 グループホームについて、毎年度、計画的に整備を進めている（社会福祉施設等整備事業）。 障害者支援施設について、施設から地域への移行を進めることとしているが、強度行動障害児者や重症心身障害児者等への対応に関する研修を引き続き行っていく。
4	<ul style="list-style-type: none"> 県内各地での一般県民や事業者向け研修会の開催 小学生が障害について学べる機会の設定 障害種別ごとの「障害特性と支援方法」の研修会の開催 (秋田県手をつなぐ育成会) 	<ul style="list-style-type: none"> 条例の普及啓発のため、ハンドブックや啓発映像の製作等の準備を進めている。また、障害者サポーター養成のモデル事業を開催するが、来年度以降、全県に広めていきたい。 小学校4年生向けの副読本を製作している。 当事者に小学校の総合学習の講師として活動してもらっており、今後も各団体から協力いただきたい。